



新型コロナウイルス対策のための財政政策特集

この見解書は加盟国による新型コロナウイルス危機対応を支援するため、財政局が作成した特集の一部です。本稿に示された見解は国際通貨基金(IMF)職員のものであり、必ずしも IMF、IMF 理事会、IMF マネジメントの見解を反映していません。

「領収書をとっておく」

緊急対応における透明性、説明責任、正当性¹

2020 年春の「財政モニター」では、各国政府に対して、世界的に流行する新型コロナウイルスが人々や企業に及ぼす悪影響に対処すべく、緊急措置の実施へ向け必要な措置を講じるよう呼びかけている。しかしそれと同時に、「領収書をとっておく」ことも求めている。今回の経済と保健に関する危機の重大さに応じて、各国政府は大規模な財政支援パッケージ²を採択している。それには、医療への追加支出や家計・企業への現金給付、融資保証、資本注入など、様々な歳入・歳出措置が含まれている。本稿では、財政透明性や公的説明責任、制度的正当性を確保することが「領収書をとっておく」ことの主な柱であると論じている。そして、各国の例を参考にしながら、提言や公共財政管理に関するベストプラクティスを提示している。

本稿に対する問い合わせ先:cdsupport-spending@imf.org

I. 財政透明性、公的説明責任、正当性

新型コロナウイルスのパンデミック(世界的流行)を踏まえ、各国政府は人々と企業に対して大規模な経済支援パッケージを記録的な速さで提供すべく必要な措置を講じている。こうした対応は規模とスピードの点で異例のものとなり、財政透明性の確保や公的説明責任の履行、そして制度的正当性の維持に関する伝統的なアプローチが挑戦を受けている。しかし、これら 3 点はいずれも新型コロナウイルスへの財政政策対応にとって成功の鍵となるものである。それらのおかげで、(1) 市民や経済主体が政策パッケージの目的や規模、費用を認識するとともに、自らがそれによってどのような影響を受けるのかを理解でき、(2) 政策パッケージ全体に対する広範な支持を確保するとともに、政策パッケージの不正使用がないという信頼感を維持することができ、(3) 政策対応に関連する中長期的なリスクの全体像を明確に把握でき、(4) 短期的対応の力強さや、そうした短期的対応と長期的な財政の堅実性との間の一貫性を特に強調することによって市場の信認を高めることができる。こうした目的を達成するために、以下に挙げる支援パッケージの 3 側面に特に注意を払う必要がある。

¹ クロード・ウェンリン、ビルヒニア・アロンソ、サンディーブ・サクセナ、ヴィンセント・タン、コンセプション・ベルドゥゴが本稿を担当した。ラシダ・ブケジア、ローラ・ドアティ、グウェナエル・スックから情報提供を受けた。本稿は、財政透明性グローバル・イニシアティブ(GIFT)のフアンパブロ・ゲレロ氏および同氏のチームから得た有益な洞察を参考にしている。

² 導入されている措置の概要は IMF の「政策トラッカー」で確認することができる。

- **設計**: 不安定な経済環境における対応の緊急性・迅速性と、対応措置の決定・説明における透明性の確保との間でバランスをとることが重要な課題となる。
- **実施**: 予算活動と予算外活動の適切な管理と追跡を行うことが重要な課題となる。その目的は、合意された緊急措置が効果的に、かつ所期の目的に沿って実行されるようにすること、そして必要に応じて、一連の措置を改正して情勢の変化に合わせる機会を提供することである。
- **目的達成を確保するための監視**: 監視機関(国会、最高会計検査機関、独立財政機関など)や市民社会組織、さらには一般の人々が、支援措置の設計・実施過程において強制できる包括的かつ透明な報告・公的説明責任の手続きを制定することが重要な課題となる。

II. 支援パッケージの設計

スピードと柔軟性が求められているとはいえ、支援パッケージの設計は透明性に関する基準に従わなければならない³。このことは、人々の支持を持続させるとともに制度的正当性を確立し、パッケージの効率性を確保し、緊急状況下で支出される資金の不正流用を回避するために必要となる(ボックス 1)⁴。考慮すべき重要ポイントとして、以下が挙げられる。

- **議会による監視を確保し、政策措置の法的承認を保障する⁵**。すべての予算支出は法的枠組みの下で明確な承認を得る必要がある。必要に応じて、事前承認あるいは事後承認を得る。国によっては、緊急対応措置とそれに関連する資金調達ニーズの法的承認を保証するために、補正予算を活用する場合があります、それによって透明性が高まる。こうした方法が過度の遅延につながってはならない。実際、多くの国で1週間以内に補正予算の策定・成立にこぎ着けている。補正予算承認のために議会を招集することが選択肢とならない場合、財政委員会や予算委員会における特別公聴会のように、議会による他の形の監視を検討しうる。一部の国では、公共財政管理法で認められている緊急事態条項を援用することが可能である。この条項は、歳出配分の見直しに関して一定の裁量を認めるものである。例えば、フランス語圏諸国の公共財政管理枠組みに見られる「前払政令(décrets d'avances)」⁶や、その他の国における大統領令・政令によってそれが可能となる。ただし多くの場合、議会による追認が必要となる。こうした緊急事態条項には、明確な制限を課し続けるべきである。そして、緊急事態条項が認められ援用される場合には、透明な形で報告されなければならない。予算措置と予算外措置を含む緊急支援パッケージのすべてが議会に提示され、審議・承認を受ける必要がある。
- **予算の中で危機関連措置を明示する。その際、明確な適格要件を示し、細微な点まで情報がそろっているようにする。**費用見積もりと透明な適格要件を含め、措置の説明を非常に詳細にきめ細かく行うことに重点を置く必要がある。例えばフィンランドでは、議会に提出された提案の中に、追加支出の項目別の詳細と、補正予算が政府の純借入および債務残高に与える影響が含まれていた。同様に、日本の補正予算では、新型コロナウイルス関連の支出とその財源に関するきめ細かなプログラム情報が提供されている。ドイツでは、いわゆる「コロナウイルス・パンデミック対処のための保護シールド」の詳細な説明が議会と一般の人々向けに提供されている。議会向けにはより技術的な形態をとり、一般市民向けにはデジタルでアクセスしやすい形式となっていて、詳細な費用見積もりや適格要件、措置ごとの行政プロセスの説明を含むものとなっている。

³ IMFの「[財政透明性規範](#)」を参照。

⁴ 近日公表予定の腐敗への脆弱性に関する IMF 財政局の別稿も参照。

⁵ 「[緊急対策上の課題に向けた公共財政管理システム整備](#)」を参照。

⁶ 緊急時に、政府は「前払政令(décrets d'avances)」を利用できる。これは、プログラム間または項目間で歳出の配分を見直したり、新たに予算を計上したりするための政令であり、次年度の予算法(loi de finances)において議会による承認を受ける必要がある。

ボックス1 腐敗や不正使用に対する脆弱性を低減させるためのツールとしての財政透明性

緊急事態は、既得権者が公的資金を私的利益のために使用する温床となる可能性があり、それゆえ腐敗や不正使用に対する脆弱性を認識し軽減することが非常に重要となる。ハリケーン・カトリーナやエボラ出血熱流行などの人道危機の際に見られた資金の不正使用は、こうした脆弱性を示すものである。例えば、2015年にシエラレオネの会計検査院は、エボラ出血熱救援活動のために国内で集められた政府への寄付金に関する監査を公表したが、そこでは資金の分配に関して公務員による不適切な管理があった証拠が示された。物資や啓発活動に関する支払いが二重に計上されたり証拠書類を欠いたりしていたほか、資金が組織ではなく民間の個人に支払われたり、調達手続きが広く無視されたりしていた。国際開発機関の支出に関する監査でも、医療従事者に正当な賃金やボーナスが支払われず、資金の分配を担当していた者によってそれが民間の個人に流れていたことが明らかになった。米国では、2005年のハリケーン・カトリーナと2017年のハリケーン・マリアの際に発生した腐敗や不正使用が千件以上の訴訟と政府職員の追放を招き、米国政府機関がそうした脆弱性を低減させるべく新たな慣行を採用するに至った。

この点に関しては、透明性と公的説明責任が非常に重要な役割を果たす。腐敗や不正使用のリスクに最も脆弱な分野としては、以下が挙げられる。

家計に対する現金給付や基本的な物資の支給。現金給付の受給基準や物品の調達は透明でなければならない。このことは、ロジスティクスや調達との関係で、現物支援の場合に特に重要となる。透明性を可能にするひとつの方法は、現金給付の支払いにデジタル決済やモバイルバンキングを活用することである。ナイジェリアでは、条件付き現金給付を最も貧しく脆弱な人々に届けるべく、デジタル決済やモバイルバンキングといった方法を活用している。多くの州でデジタル技術の利用が進んでいるためだ。

医療セクターにおける財・サービスの調達。この分野は、公務員による不適切な管理に対して非常に脆弱である。(公然たる腐敗は別として)主な懸念は不良品の納入や、財・サービスの分配・調達における窃取に関するものである。裏契約や価格のつり上げ、談合といったリスクを軽減するために、政府は次のことを行う必要がある。(1)公共契約をすべて公表する、(2)一般競争入札を活用し、緊急の非競争的なプロセスは、事後にそうしたプロセスを精査すべく適切な形の統制・監査・報告が行われる場合にのみ利用する、(3)受注企業の実質的所有者情報を公表する、(4)既存の独占禁止機関に対して重要セクターにおける市場条件を監視する権限を付与する、(5)財政透明性や財・サービスの提供に関連する問題について、様々な当局間および市民社会との協力を促進する。政府が事前の措置(緊急資金使用計画の公表など)を公表し、事後の措置(調達契約の受注に関する全情報の公表や危機収束後に行う調達契約の選択的監査など)を明確にすることが重要である。例えばウクライナでは、電子調達プラットフォーム「ProZorro」の導入に成功し、それを通じて医療セクターの一部の契約を処理することで、顕著な経費節減を実現した。同国ではまた、最近 NGO「トランスペアレンシー・インターナショナル」が公開情報に基づいてルール違反の調達の未遂事案について報告を行い、国の会計検査機関による迅速な違反の確認へとつながった。コロンビアでも、緊急支出の追跡・管理を行うために、調達情報のオープンデータを活用している。

融資・保証プログラム。影響を受けた企業による融資の利用を容易にするために、各国の開発銀行が実施する既存の流動性プログラムを拡大することが可能である。緊急融資・保証プログラムは、経済全体または一部の経済主体(中小企業、特定部門、国有企業、地方自治体、公的信託基金の活用など)を対象としうる。融資や保証は複雑な金融スキームを伴うことが多く、腐敗が起りやすい。すべてのケースにおいて、受益者の選定に関する透明な基準が必要であり、透明な承認・報告のプロセスを遵守しなければならない。例えばドイツでは、影響を受けた企業向けの融資アクセスと債券発行の保証を提供するために復興金融公庫(KfW)が既存の流動性プログラムを拡張することになっているが、行政規則において保証の正確な性質と法的形式、保証料、適格性とプロセスに関するさ

らなる詳細のすべてを明確に定めている。保証と融資の記録は完全かつ正確でなければならず、毎月更新・照合の上、実質的所有者の名称とともに公表する必要がある(公的銀行による世帯・企業向け支援に関する別稿を参照)。

医療従事者の採用と管理。給与管理における透明性を確保する必要がある。例えば、異例の負担やリスクを理由とする医療従事者向けのボーナスが、最前線の業務にそれほど携わっていない職員に支払われてしまう可能性がある。赤十字に関してだけでも、不正が原因で医療従事者に支払われた総額の5%が失われたことを示唆する報告書がある。最高会計検査機関による事後の監査を通じて、当該目的のために充当された額が正しく使われたかチェックする必要がある。

賃金補助スキーム。賃金補助スキームも濫用のおそれがあり、支援に用いられる資金を確実に守るために積極的なアプローチが必要となる。香港では、コロナウイルス危機の最中に約150万人の労働者に賃金を支払い続けるべく使用者が政府の賃金補助スキーム(800億香港ドル)の利用を申請するにあたり、高い透明性を保証している。使用者は申請フォームに記入する必要がある、従業員の数や賃金額に関して虚偽の申告を行った場合には刑事責任を問われることになる。

サービスの提供。パンデミック発生時には、システムが患者数の増大に直面する中で、非公式な支払いや過剰処方、縁故主義といった形の腐敗が増大する可能性が高い。サービス提供における贈賄を抑制するためには、緊急救援資金がどのように支出されているかについて情報を内部もしくは第三者の監査人(またはその両方)に提供しなければならない。医療や公共調達、インフラ、社会保障支出などの重要分野について優先的に監査を行う必要がある。例えば国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)では、エボラ出血熱流行時に発覚した不正を受け、新型コロナウイルス対応に関してすでにフルタイムの監査人を配置している。同様に、米国連邦緊急事態管理庁(FEMA)では、ハリケーン・カトリーナの際に発生した公務員による収賄・強要、虚偽の給付申請や個人情報盗難への対処方法について、州や個人に対して研修を行っている。FEMA資金の受給者が厳格な自己監査を行わない場合、自動的な払い戻しへのアクセスを失う可能性がある。

研究開発。新型コロナウイルス流行対策として、診断法や治療法、ワクチンに関する研究開発を進めることが世界的に求められており、この分野に膨大な額の公的資金が費やされている。それに伴って、既得権益による不正使用の機会が生じるおそれがある。研究開発資金の配分における透明性と、その使用の監視によって、そうしたリスクを軽減することができる。この点に関しては、公益通報者を適切に保護することが非常に重要となる。

最後に、ここで説明した透明性と説明責任に関する取り組みを補完するために、各国は既に存在する自国の腐敗防止・資金洗浄対策枠組みを実施・強化し続ける必要がある。

出典: Transparency International (2020), U4 Anti-Corruption Resource Center (2020), Mackey et al.(2016), Foreign Policy (2020), Open Contracting Partnership (2020), Audit Service Sierra Leone 2015, Red Cross, 2017.

- **事後の影響評価を円滑化するために、明確な政策目標と成果指標を設定する。**能力が限られている環境でも、適切な指標を導入することは可能である。例えば、経験則に基づく簡単な指標によって、業種比率や単純なマクロ経済モデルを用いつつ、支援パッケージを通じて創出・維持された雇用との関係性を見ることができる。フランスでは、業績に基づく予算編成枠組みの中に、新型コロナウイルス関連行動に特化した2種類のプログラム(短時間就労、自営業者支援)が導入された。これにより、歳出の包括的な把握が容易に行えるようになり、支払いのスピードと雇用への影響を測定する指標を通じて成果の監視が可能となる。
- **危機が財政と経済に及ぼす影響を評価・開示する。**このことは、新型コロナウイルスに伴うショックによっても財政政策の持続可能性が制御不能に陥ることはないという点について市場の信頼感を高める上で特に重要である。中期的な財政見通しの評価においては、時限的な措置が明確にわかるようにしておく必要がある。この点に関し

ては、財務省の他に、独立財政機関も重要な役割を果たす。特に、財政ルールの例外条項の適用や、ルールへの復帰の道筋に関する提案について、コメントやレビューを行える。一部のケースでは、これを欧州連合（EU）の安定・収斂プログラム（SCP）のような既存プロセスにおいて主流化することが可能である。例えばフィンランドでは、EU のルールに従い、新型コロナウイルスのパンデミックの影響を考慮に入れた上で新しいマクロ経済予測を公表することになっている。他のケースでも、透明性に関する特別な取り組みが行えるはずである。オランダでは、独立財政機関である経済政策分析局（CPB）が 2020 年 3 月 26 日に公表した調査において、2020 年から 2021 年にかけて新型コロナウイルスのパンデミックが経済と財政収支に及ぼしうる影響についての研究を公表した。そこでは、すでに政府によって発表された支援措置を考慮に入れつつ、通常の経済活動の中断がどの程度の範囲でどのくらい続くかに応じて 4 つのシナリオが示されている。米国でも、議会予算局（CBO）が 2030 年までの 10 年間に支援パッケージが連邦財政赤字にもたらす潜在的影響についての報告を行っている。

- **政策措置について適切な設計と対象の絞り込みを確保するために、主要な利害関係者と協議を行う。**立法に関する標準的なグッドプラクティス（良い慣行）に従えば、ある措置を状況に合わせ、そのパラメータの微調整を行うためには、利害関係者や一般の人々との広範な協議が必要となるだろう。一方で、新型コロナウイルスの世界的流行は、その性質上、必ずしも広範囲の協議に馴染むものではない。しかしながら、例えば労使団体や危機の影響を特に受けている業界の代表などで行う一部の協議は、支援パッケージの設計向上にとって有益となりうる。このプロセスは、政策の最終決定と実施に遅れが生じないようにうまく管理される必要があり、また、既得権益を持つ利益団体が政策決定プロセスに潜在的影響を及ぼすことを防ぐために透明な形で管理することが求められる。したがって、透明性と便宜上の理由から、個別の企業ではなく各産業を代表する業界団体・組織と協議する方がよく、また、提案に対する意見と併せて公表可能な形の書面での陳述を要請することが望ましい。例えばコートジボワールでは、2020 年 3 月末にパンデミックへの政策対応を発表する前に、銀行や使用者団体と財務大臣レベルでの協議が行われた。専門的で評価の高い市民社会組織（CSO）も、財政措置の設計を向上させるため、あるいはリスクを抱えた特定の関係者に措置の対象を絞るために参考情報を提供しうる。例えば、メキシコの経済財政研究センター（CIEP）は、予算財源の配分を見直し現在の危機において経済的支援を行うための様々な政策代替案に関する提案をまとめた。

III. 支援パッケージの実施

財政透明性には、政策措置の実施状況を管理・把握し、一般市民に十分な情報提供を行うことも必要となる。そうした結果につながる要素としては、以下のものが挙げられる。

- **新型コロナウイルス関連の追加支出について、予算の中に特化したプログラムや項を設けて把握する⁷。**これにより、各国で財政管理情報システム（FMIS）の利用を通じて、措置の実施をリアルタイムで追跡できるようになる。例えばコロンビアでは、現在の危機の影響を緩和するために用いられる財源を管理するために、財務省の責任の下に緊急事態緩和基金（FOME）が設置された。この基金は、他の基金や一般予算中の財源とは分離された専用のポートフォリオを有している。
- **ドナー資金は予算を経由させ、使途の完全な透明性を確保する。**これによって、ドナー資金を予算上の他の支出と同じ精査や報告の対象とすることができるだろう。例えば南アフリカでは、受け取ったドナー資金はすべて特定の復興開発基金に充当し、規制によって設定された目的とドナーの意向に厳格に沿う形で使用することが求

⁷ 支援が既存の社会給付プログラムへの上乗せなど既存経路を通じて提供される場合には、新規支出を完全に切り離すことは必ずしも適切ではなく実際的でもない。これに対するひとつの解決策は、財政管理情報システム（FMIS）上で新型コロナウイルス関連支出に分類のためのタグを付けた上で、これら支出を既存のスキーム向けにすでに使用されている既存のプログラムや予算項目の中で実行することである。

められている。フランス語圏諸国の制度では、いわゆる「協力基金(Fonds de concours)」(任意拠出基金)が緊急対応予算に対するドナーや個人の拠出を明確かつ透明な形で管理するための法的手段となっている。さらに、受け取ったドナー資金の出所や目的、対象となる受益者、利用条件について、特別に設計された情報開示を政府ウェブサイト上で定期的に行うことが可能である⁸。同様に、こうした基金の活用状況や支出目的の達成度に関してドナーや一般の人々に情報提供を行うために、よりきめ細かく頻度の高い報告書を導入することができる。

- **予算外措置の実施に関して国際的な透明性基準を適用する。** 予算外措置に関連する財政リスクと、支援パッケージにおける予算外措置の重要性に鑑みて、支援対象となる受益者や活動の決定に関する透明性基準を予め設定し、それを措置の実施中に徹底し、明確に周知する必要がある。例えばオーストラリアでは、世界金融危機の最中に、オーストラリア準備銀行が大口預金とホールセール資金調達の保証スキームの機能について情報提供を行うためのウェブサイトを開設した。そこでは、保証対象となる債務が金融機関や発行規模、保証の提供日、債務クラス、通貨、プログラム名・商品名、証券の識別番号、償還期限に応じて特定された。同様の趣旨で、フランスも現在の危機において銀行融資保証スキームを導入している。利用基準とプロセスについては広く公表されている。大企業向けの保証は、すべて大臣決定(要公表)による承認を受けることになる。議会の要請に基づき、議会や経済団体、地方自治体、最高会計検査機関の代表等 12 名の委員から成る委員会が設置された。この委員会が、保証スキームの実施状況について、稼働開始から 1 年後に報告を行うことになっている。
- **必要な場合には、対策実施における柔軟性を高めるべく既存ルールを適合させる際に透明性を確保する。** 緊急措置実施メカニズムは、意思決定者による裁量の行使に関する明確な基準を伴う適切な枠組みに基づくものでなければならない。南アフリカでは、新型コロナウイルス対策の行動を管理するために、既存の「災害管理法」の下で認められた柔軟性を発動した。また、必要があれば、公共財政管理法の下で緊急調達ツールを利用できる。予め確立された枠組みを欠いていたスペインでは、一連の法的文書(勅令、つまり議会が行政府に授権して行われる特定の立法形式。後に議会による承認が必要となる)を成立させ、新型コロナウイルス危機の影響緩和のために、保健関連製品の集中調達などの既存メカニズムを拡張するとともに、給付受給を伴う一時的解雇といった他のメカニズムを適応させた。
- **迅速な対応のために上流での事前に行う統制が簡素化される場合、事後の統制を強化する。** 最高会計検査機関に対し、支援パッケージの統制において主要な役割を果たす能力を付与することができる。事前の統制メカニズムが簡素化されるか、すでに弱くなっている場合に、その補完が可能となりうる。事後の統制については、強化の必要があるだろう。他方、一部のケースにおいては、特に医療器具の調達に関して事前の柔軟性を認めるべきである。既存の内部統制と内部監査のメカニズムが弱い場合には、外部統制がより積極的なスタンスをとりうる。例えばペルーでは、最高会計検査機関を強化し、新型コロナウイルス緊急事態の枠組みにおいて、事後統制だけではなくプロセス進行中に同時並行的な監視を行えるようにした(例えば調達プロセスの最中に、最高会計検査機関は不正使用の防止とタイムリーな是正措置が可能となるよう活動を監視する)。最高会計検査機関はまた、緊急事態に関連して公共調達に関する同時統制の期限を変更し、自治体による必需品の分配について現場統制を行っている。
- **利用可能な政策措置とその利用方法について市民に情報を提供する。** これは、潜在的な受益者(家計および企業)に対するアウトリーチを円滑化し、救援への取り組みに対する信頼を構築することが目的である。専用のポータルを通じて、支援措置に関して正確な受給資格要件を含む情報を広めることは、有用な選択肢のひとつで

⁸ IMF の政府財政統計マニュアルでは、(ドナーからの)現物による歳入とそれに対応する(家計への)支出を計上するよう勧告している。現金主義の会計システムを採用している国では、医療サービスや物資といった現物援助を予算に組み入れることは容易ではなく、予算枠組みの外にとどまる現物援助については特別に設計された情報開示を適用することも必要となる。

ある⁹。ペルーでは、脆弱世帯助成の利用資格についての情報を市民に提供するウェブページが開設された。同様のウェブページは、アイスランドやインドネシア、イギリス等の国でも開設されている。マレーシアでは、財務省がウェブサイト上に「経済刺激策パッケージ紹介冊子」を掲載し、パッケージの重要な詳細を提示している。

IV. 支援パッケージの目的達成を確保するための監視

効果的な監視を確保するために、通常的手段やプロセスの調整を行う必要が生じうる。例えば、新型コロナウイルス関連の政策措置の実施に関する定期的かつタイムリーな報告書や、監視機関による公的説明責任に関するモニタリングである。議会の財政委員会・予算委員会や最高会計検査機関、独立財政機関は、それぞれの権限に応じて、予算プロセスや財政ルール、財政持続可能性、策定された政策の監視に通常より重点を置いている。多面的な危機が財政にもたらす影響を精査するためには、若干の調整が必要となる可能性があり、それには以下が含まれる。

- **支援パッケージの実施状況について、予算措置と予算外措置の双方を含め定期的に報告を行う。** 報告要件は、事前報告(目的や根拠、個別措置の全体的な費用見積もりの説明)と事後報告を明確化させるために、当初時点から考慮しておく必要がある。その際、実施状況の把握に関してすでに導入されているツールを活用し、特定の支出項目、また、受益者数および受益者 1 人当たりの金額に関するデータ、さらには可能な場合には成果指標についてよりきめ細かい情報を提供する。報告の頻度を危機の深刻度に合わせなければならない。危機が最も深刻な時期には非常に頻繁な報告(おそらく毎週)が必要となりうる一方で、危機が落ち着き、支援メカニズムが徐々に終了に向かうにつれ間隔をより長くすることが受容されうる。世界金融危機中にフランスや米国が採用したモデルを参考として、政府による政策措置の実施や関連支出についての報告を行うための専用ポータルの開設を検討しうる。これには、実際にお金がどこで使われているかを示す空間的次元を含めることも考えられる。支出に関するきめ細かな情報へのオープンデータアクセスを提供することも、歳出の追跡を可能にする上で重要となる。フィリピンでは、地方自治体当局に対して新型コロナウイルス関連の特別交付金の使用状況や現状について毎月報告書を作成することが求められている。この報告書は各自治体のウェブサイト上で公表するとともに、域内の公の目立つ場所 3 か所以上に掲示することが義務付けられている。地方自治体の首長は、国会および国会の関連委員会に報告書公表を知らせるために書面で通知する義務を負っている。
- **通常のツールまたは特化したツールを通じた議会による実施監督を導入する。** 特別の監視委員会を設置することでより本分野に特化した専門性が得られ、財務委員会や予算委員会に比べて予算プロセス監督に係る通常的作用に伴う「時事問題」の負担が軽減されうる。ただし、このような特別委員会は組織としての記憶を活用し、より持続的な影響力を持つために、常任委員会と調整を行う必要がある。ニュージーランドでは、議会に新たな特別委員会(「感染症対応委員会」)が設置された。この委員会は遠隔で会合を開催し、国会閉会中に政府の新型コロナウイルス対策を精査することになる。定員は 11 名で、委員長は野党の党首が務め、委員のうち 6 名は野党出身者で占められる予定である。フランスでも、世界金融危機時と同様に今回の危機においても特別の監視委員会が複数設置されている。その構成は様々であるが、国会議員が大きな役割を担っており、導入された保証メカニズムの監視が主要な点だ。
- **監視と事後評価に市民社会組織を含める。** 市民社会組織(CSO)は、支援パッケージが実際にどのように実施されているかについて「草の根の視点」を提供することにより、最高会計検査機関や他に存在する統制メカニズムの能力の限界を補完しうる。ナイジェリアやガーナなど一部の国は、感染症と予防措置に関する市民への情報提供を支援するよう CSO に依頼している。また、これらの機会を活用して市民に支援措置やその監視方法につ

⁹ さらなる詳細については、「緊急時の直接現金給付のためのデジタルソリューション」に関する別稿を参照。

いての情報を提供することも議論されている。チリの「[財政監視財団](#)」は、今回のパンデミックに関連して問題化している調達決定の分析を行っている。グアテマラの CSO である「[中米財政研究所 \(ICEFI\)](#)」は、緊急措置の実施を監視するための手段となっている。

参考文献

Audit Service Sierra Leone (2014), Report on the Audit of the Management of the Ebola Funds.

<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/assl-report-on-ebola-funds-management-may-oct-2014.pdf>

Federal Bureau of Investigation, US (2008), *More Than 900 Defendants Charged with Disaster-Related Fraud by Hurricane Katrina Fraud Task Force During Three Years in Operation*

<https://archives.fbi.gov/archives/news/pressrel/press-releases/more-than-900-defendants-charged-with-disaster-related-fraud-by-hurricane-katrina-fraud-task-force-during-three-years-in-operation>

Foreign Policy (2020), *To defeat Coronavirus, stop corruption.* <https://foreignpolicy.com/2020/04/06/defeat-coronavirus-stop-corruption-humanitarian-crisis-disaster-response-emergency-medical-supplies/>

International Federation of Red Cross, *IFRC (2017), IFRC Statement on Fraud on Ebola Operations*

<https://media.ifrc.org/ifrc/ifrc-statement-fraud-ebola-operations/>

Mackey et al. (2016), *The disease of corruption: views on how to fight corruption to advance 21st century global health goals.* <https://bmcmmedicine.biomedcentral.com/articles/10.1186/s12916-016-0696-1>

Lenoir, Noelle (2020), *Protection Européenne des lanceurs d'alerte: une avancée et un défi.*

<https://legrandcontinent.eu/fr/2020/04/14/protection-europeenne-lanceurs-da-ler-te-noelle-lenoir/>

Naval M and K. MacLachlan (2020), *Defence Sector Corruption, an Underestimated Foe in Times of Crisis*

<https://rusi.org/commentary/defence-sector-corruption-underestimated-foe-times-crisis>

Transparency International (2020), *Corruption and the Coronavirus: How to prevent the abuse of power during a global health pandemic.* https://www.transparency.org/news/feature/corruption_and_the_coronavirus

U4 Anticorruption Resource Center (2020), *Corruption in the time of COVID-19: A double-threat for low income countries.* <https://www.u4.no/publications/corruption-in-the-time-of-covid-19-a-double-threat-for-low-income-countries>